

(介護予防) 通所リハビリテーション事業所 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院 附属居宅介護支援センター
所在地	大分県由布市湯布院町川南 252 番地
管理者の氏名	針 秀太
電話・FAX番号	(電話)0977-84-3171 (FAX) 0977-85-5880
事業者指定番号	4472300476
通常のサービス提供地域	旧湯布院町(但し、必要に応じて旧庄内町及び玖珠郡の区域も実施対象区域とする)
利用定員	指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション等」という。)のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとし、利用者数は1日50名を限度とする

(2) 営業日及び営業時間、サービス提供時間

営業日	月～土曜日、祝祭日・年末年始を除く
営業時間	午前8時20分～午後5時5分
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時

(3) 相談窓口

電話	0977-84-3171
受付時間	午前8時30分～午後4時50分
担当	高嶋 一慶

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院(以下「事業者」という。)が運営する附属居宅介護支援センター(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション等の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の生活機能の維持、向上を図る。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 職員体制

職種	職務内容	人数
管理者	従業者の管理、法令遵守の指揮命令	常勤・兼務 1 名
医師	健康管理、保健衛生の指導	常勤・兼務 2 名以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	機能回復訓練 動作・歩行訓練 日常生活動作の指導	常勤・兼務 5 名以上
看護師	心身機能の管理、日常生活動作の援助	非常勤・兼務 1 名以上
歯科衛生士	口腔機能の管理及び指導	常勤・兼務 1 名以上
管理栄養士	栄養機能の管理及び指導	常勤・兼務 1 名以上
介護職員	日常生活動作の援助 運動プログラム	常勤・兼務 4 名以上

4. 指定通所リハビリテーション等の内容

内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション等の計画に沿った、リハビリテーションを主体としたサービスを提供する。

- (1) 指定通所リハビリテーション等
- (2) リハビリテーションマネジメント
- (3) 短期集中リハビリテーション
- (4) 生活行為向上リハビリテーション
- (5) 認知症に対するリハビリテーション
- (6) 活動・参加向上に対するリハビリテーション
- (7) 運動器機能向上に対する管理、訓練、指導
- (8) 口腔機能向上に対する管理、訓練、指導
- (9) 栄養改善に対する管理、訓練、指導
- (10) 居宅と事業所間の送迎
- (11) 食事の提供 など

5-1. 通所リハビリテーション利用料

(1) 通所リハビリテーション費：1回につき

要介護1	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	3,690	369	738	1,107
2時間以上 3時間未満	3,830	383	766	1,149
3時間以上 4時間未満	4,860	486	972	1,458
4時間以上 5時間未満	5,530	553	1,106	1,659
5時間以上 6時間未満	6,220	622	1,244	1,866
6時間以上 7時間未満	7,150	715	1,430	2,145
7時間以上 8時間未満	7,620	762	1,524	2,286

要介護2	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	3,980	398	796	1,194
2時間以上 3時間未満	4,390	439	878	1,317
3時間以上 4時間未満	5,650	565	1,130	1,695
4時間以上 5時間未満	6,420	642	1,284	1,926
5時間以上 6時間未満	7,380	738	1,476	2,214
6時間以上 7時間未満	8,500	850	1,700	2,550
7時間以上 8時間未満	9,030	903	1,806	2,709

要介護 3	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	4, 290	429	858	1, 287
2時間以上 3時間未満	4, 980	498	996	1, 494
3時間以上 4時間未満	6, 430	643	1, 286	1, 929
4時間以上 5時間未満	7, 300	730	1, 460	2, 190
5時間以上 6時間未満	8, 520	852	1, 704	2, 556
6時間以上 7時間未満	9, 810	981	1, 962	2, 943
7時間以上 8時間未満	10, 460	1, 046	2, 092	3, 138

要介護 4	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	4, 580	458	916	1, 374
2時間以上 3時間未満	5, 550	555	1, 110	1, 665
3時間以上 4時間未満	7, 430	743	1, 486	2, 229
4時間以上 5時間未満	8, 440	844	1, 688	2, 532
5時間以上 6時間未満	9, 870	987	1, 974	2, 961
6時間以上 7時間未満	11, 370	1, 137	2, 274	3, 411
7時間以上 8時間未満	12, 150	1, 215	2, 430	3, 645

要介護5	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
1時間以上 2時間未満	4,910	491	982	1,473
2時間以上 3時間未満	6,120	612	1,224	1,836
3時間以上 4時間未満	8,420	842	1,684	2,526
4時間以上 5時間未満	9,570	957	1,914	2,871
5時間以上 6時間未満	11,200	1,120	2,240	3,360
6時間以上 7時間未満	12,900	1,290	2,580	3,870
7時間以上 8時間未満	13,790	1,379	2,758	4,137

(2) サービス提供体制強化加算（I）：1回につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	220	22	44	66

(3) リハビリテーション提供体制加算：1回につき

要介護1～5	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
3時間以上 4時間未満	120	12	24	36
4時間以上 5時間未満	160	16	32	48
5時間以上 6時間未満	200	20	40	60
6時間以上 7時間未満	240	24	48	72
7時間以上	280	28	56	84

(4) 理学療法士等体制強化加算：1回につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	300	30	60	90

(5) 短期集中個別リハビリテーション加算：1回につき

起算日から3月以内

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	1,100	110	220	330

(6) 重度療養管理加算：1回につき

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	1,000	100	200	300

(7) 入浴介助加算 (I)：1回につき

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	400	40	80	120

入浴介助加算 (II)：1回につき

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	600	60	120	180

(8) リハビリテーションマネジメント加算：1月につき

リハマネ加算11：開始月から6月以内

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	5,600	560	1,120	1,680

リハマネ加算12：開始月から6月以降

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	2,400	240	480	720

リハマネ加算21：開始月から6月以内

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	5,930	593	1,186	1,779

リハマネ加算22：開始月から6月以降

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	2,730	273	546	819

リハマネ加算 3 1 : 開始月から 6 月以内

介護度	料金 (円)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～5	7, 930	793	1, 586	2, 379

リハマネ加算 3 2 : 開始月から 6 月以降

介護度	料金 (円)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～5	4, 730	473	946	1, 419

リハマネ加算 4 : 医師がリハビリ計画書の説明を行う場合、
リハマネ加算 1 1～3 2 に下記の料金が加わる

介護度	料金 (円)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～5	2, 700	270	540	810

(9) 科学的介護推進体制加算 : 1 月につき

介護度	料金 (円)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～5	400	40	80	120

(10) 生活行為向上リハビリテーション実施加算 : 1 月につき

開始月から 6 月以内

介護度	料金 (円)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～5	12, 500	1, 250	2, 500	3, 750

(11) 栄養アセスメント加算 : 1 月につき

介護度	料金 (円)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～5	500	50	100	150

(12) 口腔機能向上加算 (I) : 1 月に 2 回、開始月から 3 月以内

介護度	料金 (円)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～5	1, 500	150	300	450

口腔機能向上加算 (II) : 1 月に 2 回、開始月から 3 月以内

介護度	料金 (円)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1～5	1, 600	160	320	480

(13) 栄養改善加算：1月に2回、開始月から3月以内

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	2,000	200	400	600

(14) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)：6月に1回

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	200	20	40	60

口腔・栄養スクリーニング加算 (II)：6月に1回

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	50	5	10	15

(15) 送迎減算：片道

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	-470	-47	-94	-141

送迎減算：往復

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	-940	-94	-188	-282

(16) 退院時共同指導加算：当該退院につき1回

介護度	料金 (円)	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	6,000	600	1,200	1,800

5-2. 介護予防通所リハビリテーション利用料

(1) 介護予防通所リハビリテーション費：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	22,680	2,268	4,536	6,804
要支援2	42,280	4,228	8,456	12,684

(2) 12月超減算：1月につき

利用期間が利用開始日（その属する月）から12月を超える場合、1月につき以下の料金が介護予防通所リハビリテーション費から減算となる

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	-1,200	-120	-240	-360
要支援2	-2,400	-240	-480	-720

※ただし、定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行う場合、減算とならない

(3) 栄養アセスメント加算：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	500	50	100	150

(4) 口腔機能向上加算（Ⅰ）：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	1,500	150	300	450

口腔機能向上加算（Ⅱ）：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	1,600	160	320	480

(5) 栄養改善加算：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	2,000	200	400	600

(6) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）：6月に1回

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	200	20	40	60

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）：6月に1回

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	50	5	10	15

（7）一体的サービス提供加算：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	4,800	480	960	1,440

（8）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	880	88	176	264
要支援2	1,760	176	352	528

（9）生活行為向上リハビリテーション実施加算：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	5,620	562	1,124	1,686

（10）科学的介護推進体制加算：1月につき

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	400	40	80	120

（11）退院時共同指導加算：当該退院につき1回

介護度	料金（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	6,000	600	1,200	1,800

※上記5-1及び5-2の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち負担割合に応じた額のお支払いとさせていただきます。

5-3. その他利用料（全額自己負担）

(1) 食事料：1回につき

常食480円、ソフト・ミキサー食550円、補助栄養食150円

(2) おむつ代：1枚につき

リハビリパンツM・L100円、簡易装着パット50円

(3) 活動費：1月につき

レクレーション活動と湯茶に係る実費相当分50円

<キャンセル料>

ご都合により利用をキャンセルする場合は、事業所に対してサービス提供の前日15時まで（前日がサービス提供日でない場合は、その前日のサービス提供日の15時まで）にご連絡ください。

15時までにご連絡がなかった場合又はご連絡なくキャンセルされた場合は、【契約書別紙】に定める計算方法により食事料をお支払いいただきます。

<支払方法>

利用料金等は、月毎の精算とし、利用月の翌月に請求を致しますので、お支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

請求書が届きましたら10日以内に病院の会計窓口で支払うか、口座振り込み又は口座引き落としにより支払うことができます。

6. サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、次の事項を遵守し従業者の指示に従ってください。

- (1) 指示なく器具を使用することや故意に設備を傷つけないでください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- (2) 互いに譲り合いの気持ちで設備を使用し、他の人に迷惑がかからないようお願い致します。
- (3) 所持金や貴重品は原則として持ち込まないようお願い致します。紛失等について当事業所では責任を負えませんのでご了承ください。
- (4) 敷地内での喫煙は禁止しております。

7. 秘密保持

- (1) 従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- (2) 従業者は、予め文書で利用者やその家族の同意を得ない限り、指定通所リハビリテーション等のサービスに関する連絡調整を行うサービス担当者会議において、利用者やその家族の個人情報を用いません。

8. 暴力団関係者の排除に関して

事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例第七条第1号に規定する暴力団関係者）とのかかわりを持ちません。

9. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情・権利擁護・虐待防止担当
当事業所に関するご相談・苦情等を承ります。

事業所の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構湯布院病院 附属居宅介護支援センター
所在地	大分県由布市湯布院町川南 252 番地
苦情担当 担当窓口	針 秀太（センター長） 高嶋 一慶
電話番号・内線	(電話)0977-84-3171 (内線) 612
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 50 分まで

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び大分県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

事業所の名称	由布市高齢者支援課介護保険係
所在地	大分県由布市庄内町柿原 302 番地
電話番号	097-582-1111
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

事業所の名称	大分県国民健康保険団体連合会
所在地	大分県大分市大手町 2 丁目 3 番 12 号
電話番号	097-534-8470
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

10. 緊急時の対応

従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当院医師又は協力医療機関、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及び家族に連絡し、必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとし、管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとし、

12. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 措置を適切に実施するための責任者（センター長）を選定します。
- (2) 従業者に対する研修を実施（採用時研修、採用後1カ月以内。継続研修、年1回以上）します。
- (3) 指針を整備します。
- (4) 対策を検討するための委員会を開催（年1回以上）します
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (6) 事業者は、指定通所リハビリテーション等のサービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。